

輪島市監査公表第3号

令和3年3月3日付発監査第343号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項及び輪島市監査基準第18条の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和3年6月4日

輪島市監査委員 高森 宝



輪島市監査委員 森 正樹





発健第 94 号

令和 3 年 4 月 30 日

輪島市監査委員 高森 宝一 様

輪島市監査委員 森 正樹 様

輪島市長 梶 文 秋



財政援助団体等（出資団体）監査の  
結果に基づく措置通知について

財政援助団体等監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 団体:社会福祉法人 輪島市社会福祉協議会

所管課:防災対策課、福祉課、健康推進課

監査執行年月日 令和 3 年 1 月 2 7 日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>前回監査の指摘事項により補助金交付申請書・実績報告書等の提出の際には確認、精査を行い提出することとしているが、依然として内容が不明瞭な箇所が見受けられるので、より一層適正確実な書類作成に努めていただきたい。</p>	<p>団体は、今後、事業の内容を明確にした補助金交付申請書・実績報告書等の作成に努めます。</p> <p>また、所管課からは、指導、確認を強化すると共に、記載内容と添付資料との内容に整合性がとれるよう指導します。</p>	<p>措置方針等</p>